

名古屋市による障害者就労施設等からの 物品等の調達の推進を図るための方針

(平成 26 年 3 月 1 日策定)

(令和 3 年 4 月 1 日改正)

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づく名古屋市による障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針及び障害者雇用促進企業からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下これらを総称して「調達方針」という。）を定めることにより、障害者就労施設等及び障害者雇用促進企業が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設等及び障害者雇用促進企業で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする。

2 対象となる障害者就労施設等

この調達方針において対象となる「障害者就労施設等」とは、次の各号のいずれかに該当する施設等であって、市内に所在地又は住所を有するものをいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第25項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設及び事業所
- (2) 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第48号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「雇用促進法」という。）第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所
- (4) 次に掲げる要件の全てを満たす事業所
 - イ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者（雇用促進法第43条第1項に規定する労働者をいう。以下同じ。）の数（短時間労働者（同法第43条第3項に規定する短時間労働者をいう。以下同じ。）にあつては、当該短時間労働者の数に2分の1を乗じて得た数。以下同じ。）を合計した数（以下「障害者数」という。）が5人以上であること。
 - ロ 労働者の数を合計した数のうちに障害者数の占める割合が100分の20以上であること。
 - ハ 障害者数のうちに重度身体障害者（雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者をいう。）、知的障害者又は精神障害者である労働者の数を合計した数の占める割合が 100分の30以上であること。
- (5) 雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者

- (6) 雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体
- (7) 雇用促進法第 43 条第 2 項に規定する障害者雇用率以上の一定の割合で障害者を雇用している企業

3 障害者就労施設等からの物品等の調達目標

法第9条第2項に規定する調達の目標については、毎年度、別に定める。

4 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

(1) 調達方針の適用範囲

この調達方針は、市長部局、会計室、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局、上下水道局、交通局及び消防局の全ての組織（以下「市長部局等」という。）に適用する。

(2) 基本的考え方

市長部局等は、分野を限定することなく、また、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、調達実績のある物品等については引き続き調達を積極的に行うとともに、これまで調達実績のない物品等の調達についても検討を行うなど、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

また、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する施策の実施に当たっては、市長部局等の調達に関する他の施策との調和を図るものとする。

(3) 留意事項

ア 物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第3号による随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進するものとする。また、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号に基づく随意契約により調達を行う場合には、障害者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

イ 本市における契約においては、競争参加資格を定めるに当たって雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していることに配慮する等、障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ウ 調達に当たっての仕様等を定める際には、調達により達成しようとする行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとするとともに、予定価格については、取引の実例価格等を考慮して適正なものとなるよう設定するものとする。また、求める要件、評価の方法、契約の手続等を定める際その他の契約の実施の際には、障害者就労施設等がその特性により当該調達から不当に排除されないようにする等、競争への参加の機会の確保に留意するものとする。

エ 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。

(4) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

法の趣旨及び本市によるこれまでの物品等の調達に係る実施状況を踏まえつつ、市長部局等を対象とする会議等を開催し、総合的かつ一体的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。

(5) その他

市長部局等は、物品等の調達を障害者就労施設等にあっせんし又は市長部局等と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口（市内に所在地又は住所を有する者に限る。）については、障害者就労施設等に準じて取扱うものとする。

5 物品等の調達に関する情報の提供に関する基本的事項

透明性の向上及び公正な競争の確保に留意しつつ、障害者就労施設等に対する物品等の調達に関する情報の提供を促進するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 一般競争入札等による調達に関する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、障害者就労施設等に提供するよう努めるものとする。
- (2) 調達計画の策定が可能な物品等の調達については、当該計画を積極的に定め、障害者就労施設等に提供するよう努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等の入札等が円滑に行われるよう、必要に応じ障害者就労施設等に対して規格等必要な事項について懇切丁寧に説明するよう努めるものとする。

6 調達実績の報告、取りまとめ及び公表

市長部局等（市長部局にあつては、各局区室(局又は区に属する室を除く。))は、毎年度終了後、前年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績を健康福祉局障害福祉部障害者支援課（以下「障害者支援課」という。）に報告するものとする。障害者支援課は、市長部局等からの報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

7 その他

この調達方針に定めるもののほか、調達方針の実施に関し必要な事項は、別に定める。